

令和７年度議会改革のまとめと引継ぎについて

令和７年度議会運営委員会において取り組んできた議会改革については、議長提案事項を中心に優先順位を定め、各会派における意見を踏まえながら、熟議を重ねてきたところである。

その結果、一定の方向性が整理された事項や制度運用に関する見直しの成果が得られた一方で、引き続き検討を要する課題も残されている。

そこで、今年度の検討結果をとりまとめ、次期への引継ぎを行うものである。

１ 議会改革を取り扱った議会運営委員会

１８回

(6/25、7/30、8/21、8/29、9/4、9/29、10/9、10/31、12/3、12/25、1/13、2/2、3/4、4/3、4/15、4/21、5/11、5/19)

２ 検討結果

別紙のとおり

【参考】検討項目ごとの協議日

- (１) 政務活動費の見直し(6/25、7/30、3/4、4/3、4/21、5/11、5/19)
- (２) 主権者教育の実施(6/25、3/4、4/3、4/21)
- (３) 電子表決(6/25、9/29)
- (４) 委員会資料の事前提供(6/25、8/21、8/29、9/4、4/21、5/11)
- (５) ハラスメント防止関連(7/30、9/29、10/9、10/31、12/3、12/25、1/13、2/2、3/4、4/3、4/21)
- (６) 視察報告書の公表等(8/21)
- (７) 委員長会の見直し(9/29)
- (８) 質問通告の事前公開(12/3、12/25)
- (９) 総括質疑の在り方(4/3、4/15、4/21)
- (10) 視察受入の際の接遇(おもてなし)対応(5/11)
- (11) 陳情取扱い要件見直し(4/21、5/19)

３ 引継ぎ

- (１) 令和７年度の優先検討課題を引き続き検討する。
- (２) 開催は、月１回程度、議会運営委員会で検討する。

以　上

議長から提出された検討事項（優先）

検 討 事 項		内 容	自	未	公	立	共	結 果
—	①請願書及び陳情書提出のオンライン化	請願書及び陳情書提出の利便性を向上するため、紙提出以外にオンラインによる提出を可能とする。						検討中 （8 陳情取扱い要件見直し関連）
—	②情報開示請求手続きのオンライン化	情報開示請求手続きの利便性を向上するため、紙提出以外にオンラインによる提出を可能とする。						完了
優先	政務活動費申し合わせ事項の見直し	物価高騰等の影響を踏まえた変更を行う。	A	B	B	B	C	インターンシップに係る費用の計上、ポイントの取扱いについて協議完了し、現在上限見直し等の協議中
1	主権者教育の実施	小・中・高校生、若者を対象とした主権者教育の機会について検討する。	B	A	A	A	A	令和8年度中の実施に向けて、学校側と協議中
2	電子表決の実施	本会議における表決を電子により実施する。	B	A	A	B	B	システム等の改修は必要なものに限り実施し、電子表決の運用は来期判断とした。
3	委員会資料の事前公表（SideBooks）	正副委員長打合せ後の委員会資料を各委員に対し公表する日時等の取扱いを見直す。	B	A	A	A	A	当面、試行実施(委員会開催前日18時)で運用開始した。
4	質問通告者が欠席した場合の取扱い	一般質問及び代表質問の通告者が急病等特段の理由により欠席した場合の代理対応や会期内の日時変更について取扱いを定める。	B	A	A	B	A	未着手
5	補正予算審査の映像配信	議場において開催される企画総務委員会の補正予算審査の映像配信について取扱いを定める。	B	A	A	A	A	未着手
6	会議資料のペーパーレス化（議案、委員会資料等）	令和元年度から会議資料のデータをSideBooksにより配付しており、ペーパーレス化のため紙配付を見直す。	B	A	A	A	B	未着手
7	議員と議長（事務局）間の文書提出方法の見直し	現在紙による提出となっている手続きについて、急病等特段の理由により来庁できない場合などを想定し、本人の意思及び送信記録が明確となるオンライン化を実施する。	B	A	A	A	A	未着手
8	陳情取扱い要件の見直し	近年受領する陳情は多岐にわたっており、地方自治体の審査になじまない陳情も含まれることから、陳情の取扱い（受理、付託）要件を見直す。	A	A	A	A	C	陳情の付託除外基準について協議中
追加提案	費用弁償の廃止	優先検討とするかどうか。						未着手
	委員長会の見直し	委員長会は必要に応じて開催とする。						左記内容のとおり対応 （令和7年4定から実施）
	視察報告書の公表及び共有	区民向けにウェブサイト公開する。						左記内容のとおり対応 （令和7年度行政視察から掲載）
	質問通告内容の事前公開	質問通告内容の大見出しをウェブサイト事前公開する。						左記内容のとおり対応 なお、全文載せるかは今後検討 （令和8年1定から実施）
	ハラスメント防止指針（運用マニュアル）の作成等	ハラスメント防止指針に実効性を確保するための具体的事項を定め（マニュアル作成）、内部相談員の指名(正副議長・局次長)や相談窓口等を開設する。						マニュアルの作成・協議完了
	総括質疑の在り方について	1 会派の中で共通認識をもち、統一的な見解、方向性を合わせているものであること。 2 財政運営全体に係る内容や款にまたがるなど横断的な事項を取扱い、政策全体・行政運営全体の方向性を問うものであること。						左記内容のとおり確認
	視察受け入れ時の接遇（おもてなし）対応について	議長交際費から飲食、茶菓子を提供する。（提供物はその時の議長判断）						左記内容のとおり対応